

以下の情報は各国の日本国大使館、駐日大使館、政府の発表を元に作成していますが非常に流動的です。各リンク先で最新情報をご確認ください。

参照リンク: [外務省海外安全情報:各国の現地大使館及び領事館からの安全情報](#)
[国際航空運送協会\(IATA\):TIMATICにて公開されている入国制限及びビザ](#)
[日本貿易振興機構\(JETRO\):新型コロナウイルス感染拡大の影響について](#)

| 国名 | 更新日 | ビザ情報 | 入国関連情報 | 関係リンク先 |
|------------------------|-------|---|---|---|
| アイルランド | 7月13日 | | 全てのアイルランドへの入国者を対象に入国後14日間の自己隔離及び16歳以上の入国者を対象に旅客位置情報フォーム記入の義務が課される。 | https://www2.hse.ie/conditions/coronavirus/travel.html |
| アゼルバイジャン | 7月20日 | | 8/31まで特別隔離措置延長。 | |
| アメリカ合衆国 (グアム等の米領含む) | 7月28日 | ・面接を伴わないビザ申請のみ申請可能。 ・6/24から12/31まで非移民ビザ(H-1B、H-2B、J、L)の発給停止 ・大阪、福岡及び沖縄の各米領総領事館において一部査証業務を再開 | ・6/24から12/31まで非移民ビザ(H-1B、H-2B、J、L)による入国停止 ・米国内でトランジットの場合、經由地で入国審査時に健康上の問題がなければ目的地において14日間の自己隔離となる。 | 大使館HP 一部のビザ発給再開について https://jp.usembassy.gov/ia/visas-ia/ |
| アラブ首長国連邦 | 7月28日 | 7月7日以降、ドバイ空港についてのみ、日本人へのオンラインビザの運用が再開 | 有効な滞在ビザを持つUAE居住者のUAE帰国便手配が開始。右記リンク先より事前登録&承認を得た後に航空券購入及び渡航可能となります。無査証渡航は対象外。 6/22よりドバイの在留資格保持者の再入国が一定の条件付きで可能。 7/7より在留資格を持たない方の短期渡航が一定の条件下で可能となる予定。 7/16時点、有効な在留資格を持つ方が、UAEを出国後6ヶ月以内に再入国しない場合は、その在留資格が失効となる措置が再開 8/1より全ての渡航者(トランジット含む)は渡航96時間以内に発行されたPCR検査の陰性証明書の取得・携行が必須となる予定。 | https://smartservices.ica.gov.ae |
| アルゼンチン | 7月21日 | | 全国強制隔離措置及び入国禁止措置は8/2まで延長。 | |
| アルメニア | 3月17日 | | 中国籍パスポート保持者の無査証渡航を一時凍結。(3月31日までを予定) 4/14まで自国民及び滞在許可を持つ方は入国可。 入国時14日以内に感染ハイスコト国渡航歴がある方は入国不可。 | |
| アンゴラ | 6月29日 | 緊急事態宣言期間中(3/27~)に有効期限が切れたビザは緊急事態宣言解除日(5/25予定)まで自動延長。 労働・長期滞在ビザは5/30まで自動延長。 | 商用便運航再開未定。 | |
| イギリス | 7月9日 | 6/22より東京ビザセンター再開予定。 | 6/8以降、英国への入国者は到着前の48時間以内に英国での滞在予定、滞在場所、連絡先等をオンライン登録し、入国時に登録済みフォームの提示が必要。 7/10より日本からイングランド・スコットランドに入国する際に限り14日間の自己隔離が免除。 | https://www.gov.uk/provide-journey-contact-details-before-travel-uk |
| イスラエル | 7月29日 | | 9/1まで外国人の入国拒否措置を延長 | |
| イタリア | 7月16日 | | 7/31まで全ての渡航者(滞在72時間以内の出張者を除く)は14日間の自主隔離となる。 | |
| イラク | 7月27日 | 7/22よりビザの申請再開。 申請が必要となった場合には事前に連絡をした上で申請手続きをする。但し、発給は領事判断となる。 | 日本人を含む外国人のイラクへの入国に条件を設けております。また、イラク建設プロジェクトの実施に参加する技術者・専門家・企業関係者(以下、「企業関係者等」)は、入国にあたってイラク政府より、別途書類(以下3及び4)を提出するよう求められております。 1 出発前48時間以内のPCR検査受検結果の携行 2 入国後14日間の隔離を確約するイラク保健省宛レターの作成 3 入国時にプロジェクトを所管するイラクの省庁からのレター(氏名とプロジェクト名を明記してあるもの)の提示 4 事前に企業関係者等の人定事項をイラク外務省宛に通報 | |
| イラン | 7月27日 | | イランに到着する全ての渡航者に対して、出発国の厚生当局によって認可された検査機関によってイラン到着の96時間前以内に発行された有効なPCR検査の陰性証明書(英文)の携行及び入国時の提出が必要。 | |
| インド | 7月22日 | 来館受付休止中のビザ申請ガイドラインは右記リンク参照。 7/31まで入国制限が延長となった為、ビザ発給再開も同日以降まで延長となる見込み。公用や就労ビザ等一部を除いた全てのビザは一時凍結中だが、ロックダウンが解除され次第一時凍結も解除となる予定。(大使館にて再有効化手続きを求められる可能性有) | | https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/pdf/Discontinuation_of_walkin_Visa_Services_2020.pdf |
| インドネシア | 7月16日 | 大使館のビザ発給の再開予定は7/16時点でも未定。 インドネシア国外滞在中に一時滞在許可(ITAS/KITAS)／定住許可(ITAP/KITAP)／再入国許可(IMK)が失効した外国人は、7月13日から60日以内であればインドネシアに再入国し、ITAS／ITAP／IMKの延長手続きを行うことができます。ただし、60日以内に再入国しなかった場合は、新規査証を改めて取得する必要があります。 ただし再入国は指定された空港・海港7か所からのみとなり、入国時の検査や自主隔離措置等の指示を受けた場合は従って頂く必要がありますのでご注意ください。 国家プロジェクトのビザ申請と2020年4月2日以降にインドネシア入国管理局から発行された有効な許可がある場合はビザ申請が可能 5/22よりジャカルタ及びスラバヤから入国する際に限り、検疫時の迅速抗体検査の結果が陰性であっても更にPCR検査を行う事となった。検査の結果待ち指定ホテルにて待機し、滞在費用は自己負担となる。陰性が判明した後も14日間の自主隔離となる。 2020年1月以降に発行された発給許可(TELEX、VTT、VK)はインドネシア政府による収束宣言が発表された日から起算して60日間有効に自動延長されました。 2020年1月以降に発給されたビザはインドネシア政府による収束宣言が発表された日から起算して90日間有効に自動延長されました。 ただし自動延長の対象は未使用のビザのみであり、使用済みのビザは対象外の為ビザの再取得が必要となりますのでご注意ください。 | | |
| ウクライナ | 6月19日 | | | https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr_ia/consular.html |
| ウズベキスタン | 7月27日 | | ウズベキスタンで投資プロジェクトに取り組んでいる外国企業等の専門家、在留登録されている外国籍者等は、日本からの渡航であれば検疫措置は行われずに入国可。 他国からの入国は自主隔離や検疫隔離等が行われる模様。 | |
| エクアドル | 7月17日 | | 8/15まで非常事態宣言を延長。 | |
| エジプト | 3月17日 | | 3/19から3/31まで空路の運航停止。 | |
| エストニア | 7月9日 | | 7/6より日本国籍の無査証入国が可能 | |

以下の情報は各国の日本国大使館、駐日大使館、政府の発表を元に作成していますが非常に流動的です。各リンク先で最新情報をご確認ください。

参照リンク: [外務省海外安全情報:各国の現地大使館及び領事館からの安全情報](#)
[国際航空運送協会\(IATA\):TIMATICにて公開されている入国制限及びビザ](#)
[日本貿易振興機構\(JETRO\):新型コロナウイルス感染拡大の影響について](#)

| 国名 | 更新日 | ビザ情報 | 入国関連情報 | 関係リンク先 |
|---------|-------|--|--|---|
| エチオピア | 6月21日 | | 6/19より入国後7日間は指定宿舎にて検査隔離、その後7日間は自主隔離。入国前72時間以内に発行された新型コロナウイルス陰性証明書を提示すれば、指定宿舎では無く自宅等で14日間自主隔離となる。 | |
| エルサルバドル | 3月12日 | | 自国民及び在住外国人を除く全ての渡航者は入国不可。 ※自国民、外交官及び領事館員とその家族は検査を受けた上で入国可。 | |
| オーストラリア | 7月22日 | 留学ビザの発給を再開。 | 豪州人、豪州永住者及びその直近の家族並びに同国在住のニュージーランド人を除き、全ての者の入国を禁止する。 | |
| オーストリア | 7月2日 | | 日本からの入国は当面不可 | |
| オマーン | 7月28日 | 大使館や現地スポンサー等を通じてオマーン外務省発行の許可証を取得した方に限り入国可能。 | 3/17より自国民以外は入国不可。 全ての渡航者は入国後14日間の施設検査措置及び、検査措置中に装着する感染者追跡ブレスレット代として5オマーンリアルを支払う必要がある。 入国前にTarassud+(COVID-19追跡アプリ)のダウンロード及び登録が必要。 | |
| オランダ | 7月1日 | | 7/1から日本を含む14か国からの入国可。入国後の特別な検査措置はない | |
| ガーナ | 3月16日 | | 入国時14日以内に200名以上の感染者が出た国(日本含む)の渡航歴がある方 ※自国民及び在留許可を持つ外国人も14日間自主隔離となる。 | |
| ガイアナ | 8月1日 | | 8/15まで入国規制措置及び国際線運航停止措置を延長。 | |
| カザフスタン | 7月28日 | 非常事態体制期間中(3/16~5/11)にビザが失効した現地滞在者は8/5までビザ自動延長 8/5までに出国ビザを取得して出国するか、滞在する為のビザ更新が必要。 | 第一カテゴリー(日本含む)の国から定期便で入国する場合、または不定期便入国してPCR検査陰性結果証明書を所持している場合、入国時の措置は体温測定及び質問調査のみとなります。 第一カテゴリーの国から不定期便入国して「カザフスタンに到着する場合」で、PCR検査陰性結果証明書を所持していない場合、入国時の措置は体温測定及び質問調査に加えて2日間の隔離を伴うPCR検査が必須となります。 直行航空路線が再開された国の国民によるカザフスタン共和国への入国は許可される。 | |
| カタール | 7月31日 | | 居住許可所持者を含む全ての外国人渡航者の入国禁止。(期限未定) ※自国民のみ14日間の隔離措置後に入国可。 8/1より居住許可書を所持していない者(例:日本からの出張者など)についても、1週間の隔離ホテルの予約に加えて、入国時及びその1週間後のPCR検査を条件として、Qatar Portal(右記参照)から特別入国許可を申請し、許可された場合には、カタールへの入国が可能 | https://portal.www.gov.qa/wps/portal/qsports/home |
| カナダ | 7月20日 | | 米国からの入国は8/21、米国以外からの入国は7/31まで不可。 8/31まで全ての入国者は入国後14日間の自主隔離措置となる。 自国民、永住者、外交官、米国民以外の方は入国不可。 | |
| ガボン | 7月3日 | | 7/1より航空便再開。 ただし搭乗前5日以内にWHO承認機関によるPCR検査の陰性証明書を搭乗時及び入国時に提示する必要がある。 | |
| カメルーン | 5月25日 | | 5/30まで入国ビザ発給停止 | |
| 韓国 | 7月29日 | 日本国籍パスポート保持者に発給されたビザを一時停止。 新規査証発給の審査を強化、申請追加書類(全カテゴリー対象) ・健康状態確認書 ※大使館HPからダウンロード可 ・隔離同意書 ※大使館HPからダウンロード可 ・病院診断書 ※指定フォームなし。 病院診断書は、申請日の48時間以内に医療機関で検査を受け、特定の検査内訳(発熱、せき、悪寒、頭痛、筋肉痛、肺炎など)が記載されていること(PCR検査でなくて可)。 *短期(B-1、B-2、C-1、C-3、C-4)および長期査証を申請する場合、追加で「施設隔離同意書」の提出が必要となっています。大使館HPからダウンロード可 | ・韓国法務部は2020年6月1日以降に韓国を出国する長期滞在外国人に対し、再入国許可免除を停止し、再入国許可制を施行する旨発表しました。 ・2020年6月1日以降に韓国を出国し、再入国する長期滞在外国人に対し、出発の48時間以内に作成された医療診断書の持参が義務化されました。 | |
| カンボジア | 7月29日 | 通常通り大使館にてビザ取得可能。申請要項や書類等も変更無し。 | ・入国時に72時間以内に発行されたPCR検査陰性証明書の提出が必要。 ・カンボジアでの滞在期間をカバーし、なおかつ治療費の保険金額が5万米ドル以上の保険証書を提示しなくてはならない。 | |
| ギニア | 7月27日 | | ・入国5日前までの陰性証明書を保有する。 ・入国後14日間の自宅隔離 | |
| キプロス | 7月21日 | | 日本からの渡航制限は解除されたが、渡航に際しては、事前に専用のウェブページ“Cyprus Flight Pass”で必要情報の入力や宣誓する必要 | https://cyprusflightpass.gov.cy/ |
| キューバ | 2月20日 | | 感染が確認された国・地域からの渡航者の内、発熱や咳などの症状が確認された方は14日間医療機関にて隔離措置となります。症状が確認されなかった方も入国後14日間は医療関係者より健康状態に関する確認連絡が行われます。 入国時に滞在予定や宿泊先等の申告を求められる為時間を要する模様。 | |
| ギリシャ | 7月27日 | | 7/1より全ての渡航者は入国1日前までに電子申請フォームの提出が必要。 詳細は右記リンク先を参照。 7/1より日本を含む14か国からの入国が可能 ブルガリア及びルーマニアから空路入国する際は到着72時間以内に発行されたPCR検査の陰性証明書の提示が必要。 | https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100068968.pdf |
| キリバス | 3月5日 | | 感染が確認された国(対象国は右記リンク先を参照)からの渡航者 ※感染が確認されていない国・地域で14日間滞在した後、入国時3日以内に発行された健康診断書を提出すれば入国可。 | https://www.fi.emb-japan.go.jp/files/000572163.pdf |
| キルギス | 3月18日 | | 3/17より自国民以外の渡航者は入国不可。 | |
| グアテマラ | 3月12日 | | 入国時15日以内に中国渡航歴がある方 ヨーロッパ諸国・中国・韓国・北朝鮮・イラン国籍者は入国不可。 ヨーロッパ諸国からの渡航者は7日間の隔離措置及び検査検査対象となる。 ※自国民は除く。 | |

以下の情報は各国の日本国大使館、駐日大使館、政府の発表を元に作成していますが非常に流動的です。各リンク先で最新情報をご確認ください。

参照リンク: [外務省海外安全情報:各国の現地大使館及び領事館からの安全情報](#)
[国際航空運送協会\(IATA\):TIMATICにて公開されている入国制限及びビザ](#)
[日本貿易振興機構\(JETRO\):新型コロナウイルス感染拡大の影響について](#)

| 国名 | 更新日 | ビザ情報 | 入国関連情報 | 関係リンク先 |
|----------|-------|------------------------------|--|---|
| クウェート | 8月2日 | アラビヤ半島ビザ発給停止 | 8/1から段階的に商用旅客便の運航再開(日本からは入国可) 全ての入国者は入国前96時間以内に発行されたPCR検査陰性証明書の提示が必要。 | |
| クック諸島 | 2月29日 | | 入国時14日以内に中国・香港・台湾・マカオ・日本・シンガポール・韓国・マレーシア・タイ・インドネシア・フィリピン・ベトナム・カンボジア・ラオス・イタリア・イラン渡航歴がある方 | |
| クロアチア | 8月1日 | | 7/1から入国可能 | |
| ケニア | 7月31日 | | 8/1より国際線が運航再開。 7/31時点で入国を許可されているのは日本含む11か国のみ。 全ての渡航者は搭乗96時間以内に発行されたPCR検査陰性証明書の提示が必要。 | |
| コスタリカ | 7月27日 | | 入国禁止措置を8月1日まで延長 8/2より入国許可要件 コスタリカ入国に際して、ツーリストは以下の諸点が義務づけられます。 (1)PCR検査を受け、旅行開始前48時間以内に、陰性結果が出たことを証明するものを所持していること。 (2)コスタリカ社会保険庁(CCSS)が定める検査申告書を渡航前に提出すること。 (3)コロナウイルス感染が確認された場合の隔離期間に要する宿泊費及び治療費をカバーする旅行保険に加入していること。 | |
| コモロ | 2月17日 | | 感染が確認された国(日本も含む)全てからの渡航者 ※感染が確認されていない国・地域で14日間滞在した後であれば入国可。 | |
| コロンビア | 7月8日 | | 定住者及び外交団を除く全渡航者の入国を禁止 8/1まで強制自宅待機措置を延長 | |
| コンゴ | 7月27日 | | 保健非常事態を7/30から20日間延長。 8/20から国境封鎖を解除予定。 | |
| コンゴ民主 | 7月27日 | | 非常事態宣言の終了。 国境は8/15以降に解放される予定。 | |
| コートジボワール | 7月31日 | | 7/1より国際線再開、ただし緊急事態期間は8/31まで延長。 空路による全ての渡航者(乗り継ぎも含む)は事前にオンライン申告書を入力する必要がある。詳細は右記リンク参照。 | https://deplacement-aerien.gouv.ci/#/ |
| サウジアラビア | 7月27日 | 大使館でのビザ発給業務停止 | 現地に於て出国/再入国ビザ(Exit/Re-Entry Visa)を取得した方の内、入国制限期間中に期限切れとなる方は無料で3か月延長が可能。上記対象者の居住許可証(Iqama)も同様に無料で3か月延長が可能。 7/27時点陸路国境、国際航空便は停止中 | |
| サモア | 2月17日 | | 感染拡大が確認されている国(日本も含む)からの渡航者 ※感染が確認されていない国・地域で14日間滞在した後、入国時3日以内に発行された医師の健康診断書を提出すれば入国可。 感染が確認されている国(詳細は右記リンク参照)への渡航歴がある方は入国時3日以内に発行された医師の健康診断書を提出。 ※詳細は右記リンク参照。 | http://www.samoagovt.ws/2020/02/health-travel-advisory-novel-coronavirus-covid-2019-effective-immediately/ |
| シエラレオネ | 7月13日 | | 7/22よりフリータウン国際空港が再開 | |
| ジブチ | 7月20日 | | 7/17より国際線運航再開 到着時に新型コロナウイルスの検査を受ける | |
| ジブラルタル | 2月28日 | | 入国時14日以内に特定16か国(日本含む)渡航歴がある方(詳細は右記リンク参照) | https://www.gibraltar.gov.gi/press-releases/hmgog-updates-coronavirus-list-of-at-risk-countries-1142020-5619 |
| ジャマイカ | 7月20日 | | すべての旅行者は、事前に出発地において電子版「バハマヘルスビザ」を取得する必要がある。申請サイト https://travel.gov.bs/international (*国内島間の移動には、別途ヘルスカードが必要。ヘルスカードの申請サイト https://travel.gov.bs/domestic ・手続には最大72時間を要するので、その点を考慮して申請すること。(2)申請時には、渡航日から10日以内のPCR検査の陰性結果をアップロードし(バハマ到着時にも提示する必要がある)、連絡先を入力する必要がある。 | |
| ジョージア | 7月13日 | | 7月8日からビジネス目的でのジョージア入国が可能となっています。入国するに当たっては、事前に政府が運営する新型コロナウイルス対策特別サイト「StopCov.ge」に掲載されている申請フォームに必要事項を入力してジョージア側に提出するほか、入国後、自費にて14日間72時間ごとにPCR検査を受けるか、自費にて14日間の強制隔離措置を受けるかのいずれかを選択することとなります。 申請フォームは右記参照 | https://stopcov.ge/en/protocol |
| シンガポール | 3月4日 | 中国籍パスポート保持者に対してビザ発給停止。 | 中国籍パスポート保持者 入国時14日以内に中国・韓国(清道群・大邱市)・イラン・イタリア北部渡航歴がある方 | |
| スーダン | 2月28日 | | 中国・韓国・日本からの渡航者に対し、調査フォーム記入・体温検査を行う。 発熱及び感染の疑いがある方は病院にて精密検査を行う。 異常が無い方も入国後14日間は毎日保健省へ健康状態の電話連絡を行う。 | |
| スイス | 7月20日 | 5/11より3/25以前に申請された就労ビザの審査再開。 | 7/20より日本を含む15か国からの入国が可能となる 7/6より14日以内に特定地域の渡航歴を持つ方は10日間の隔離措置となる。 | |
| スウェーデン | 7月3日 | | 8/31まで入国の一時的禁止措置延長。 ただし7/4より日本含む14か国の居住者に限り入国可。 | |
| スペイン | 7月21日 | | 7/4から7/31まで日本を含む15か国からの入国が可能 ※(注)ただし、当該対象国の居住者であっても、(a)対象国たる居住国から直接到着する場合、(b)他の対象国のみを経由し到着する場合、又は、(c)非対象国の空港で(当該非対象国に上陸せず)乗継ぎを行い到着する場合、にのみ入国が許可される。 スペインに向けて出発する前に、保健省の専用ページ「 https://www.spth.gob.es/ 」又は専用の無料アプリ「SPAIN TRAVEL HEALTH-SPATH」に表示されるフォーマットに電子的に記入し、提出する必要があります(フォーマットは、上記リンクの5~6ページ目に定められています(人定事項や健康状態を問う内容)。提出後、QRコードが送付されますので、入国時に提示する必要があります(移行措置として、7月31日までに入国する者は、到着時に紙での提出が認められます。))。 | |
| スリランカ | 5月11日 | 全てのビザを6/11まで自動延長。 | | |

以下の情報は各国の日本国大使館、駐日大使館、政府の発表を元に作成していますが非常に流動的です。各リンク先で最新情報をご確認ください。

参照リンク: [外務省海外安全情報:各国の現地大使館及び領事館からの安全情報](#)
[国際航空運送協会\(IATA\):TIMATICにて公開されている入国制限及びビザ](#)
[日本貿易振興機構\(JETRO\):新型コロナウイルス感染拡大の影響について](#)

| 国名 | 更新日 | ビザ情報 | 入国関連情報 | 関係リンク先 |
|------------|-------|---|--|---|
| 赤道ギニア | 3月5日 | | 中国・韓国・イラン・イタリア・シンガポールの空港発の渡航者は入国不可。日本を含む感染国からの渡航者は症状が無くても一律14日間の隔離措置となる。 | |
| セルビア | 5月27日 | | 外国人の入国に関する制限(72時間以内の陰性結果の提示や特別許可の取得)を撤廃 | |
| ソロモン諸島 | 2月17日 | | 入国時14日以内に感染国・地域(詳細は右セル参照)への渡航歴がある方 ※感染が確認されていない国・地域で14日間滞在した後であれば入国可。 | https://www.sb.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000160.html |
| タイ | 8月3日 | 7月22日現在、特別便に対してビザの受付が開始 | 7/1より労働許可保持者等、一部対象者の入国が可能。右記リンク先参照 8/31まで非常事態宣言延長。 | https://www.th.emb-japan.go.jp/files/100070456.pdf |
| 台湾 | 7月31日 | 居留ビザ・停留ビザ(商用シングル)のみ申請可能 ※東京は事前予約が必要 申請書類 東京:通常通り 大阪:現住所証明(住民票、運転免許書等)両面コピーが追加 | 6/22より短期ビジネス渡航者に対する入国規制を一部緩和。 詳細は右記リンク先を参照。 6/29から外国人の入国制限を6月29日から緩和(観光・就学を除く) ※台湾の在外公館/在外事務所が必要書類を提出し、審査を経て特別入国許可を取得すれば入国が可能となる。 搭乗3営業日以内に実施したCOVID-19のPCR検査の陰性報告が求められ、且つ入境後14日間の在宅検疫が求められる | https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=1703&dispmid=5287 |
| タジキスタン | 3月3日 | | 入国時14日以内に日本・イタリア・イラン・韓国・中国渡航歴がある方は14日間の隔離措置となる模様。 | |
| タンザニア | 7月28日 | | 7/20より全ての渡航者は搭乗72時間以内に発行されたPCR検査陰性証明書の提示が必要。 | |
| チェコ | 7月16日 | | 7/16時点、チェコ入国査証免除措置(無査証)による日本人の入国も可能となりました。この場合、チェコ入国時の衛生局の指示によるPCR検査受診・隔離等の義務からも免除されます。 | |
| 中国 | 7月22日 | 緊急を要する場合のみ 申請:月曜日・水曜日 受領:火曜日・木曜日 | 全ての渡航者は大使館が指定・認可した医療機関(日中友好医院?詳細は未発表)より搭乗前5日以内に発行されたPCR検査の陰性証明書が必要。 | |
| チュニジア | 7月28日 | | 6/27より国境閉鎖措置を解除。 7/27時点日本からの入国者は出発地において ・健康フォームを入力し、保健省HPのデータフォームを入力し送信する ・PCR検査による陰性証明の提示を義務付け。出発地において、出発の72時間以内またはチュニジア到着時間を起点に120時間以内に(出発地で)受検したもの。 出発地にて右記リンク先より健康状態に関する情報登録が必要。 | チュニジア保健省HP http://coronavirus.rns.tn/fiche-sanitaire2020/fiche-sanitaire/fiche.php 在チュニジア大使館HP https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html |
| チリ | 7月3日 | | 7/8まで国境閉鎖措置を延長。(再延長の可能性有) | |
| ツバル | 2月17日 | | 入国時30日以内に中国渡航歴がある方 高リスク国(日本・シンガポール・タイ・香港)の渡航歴がある方は高リスク国以外の国に5日以上滞在した後、入国時3日以内に発行された健康診断書を提出しなければ入国不可。 | |
| デンマーク | 6月29日 | | 6月27日から、日本を含む全ての国からのビジネス出張者の入国条件が大幅に緩和され、ビジネス関係を証明する電子メールや会議への案内状及びデンマーク国内のコンタクト先を証明する文書等を提示すれば基本的に入国が可能になる。 | |
| ドイツ | 7月2日 | | 7/2時点、日本からのドイツ入国にあたっての入国制限措置は当分の間継続。 | |
| トーゴ | 8月1日 | | 8/1より空路再開。 全ての渡航者は入国時にPCR検査を受診し、結果通知があるまで自主隔離が必要。 | |
| ドミニカ共和国 | 7月29日 | | 7/30日より入国希望者は入国前5日以内に実施したPCR検査結果の提示が必要 | |
| トリニダード・トバゴ | 7月20日 | | 国際航空便の受け入れ停止措置を7月31日まで延長する。 | |
| トルクメニスタン | 3月9日 | 日本を含む新型コロナウイルス感染国の国民であっても、招へい状及び査証申請自体は可能であるが、用務の内容や人道上の観点・緊急性・必要性からトルクメニスタンが判断します。 | 中国、シンガポール、日本、香港、タイ、韓国、北朝鮮、台湾、マレーシア、独、ベトナム、オーストリア、米国、仏、マカオ、UAE、英国、カナダ、インド、イタリア、フィリピン、ロシア、スペイン、ベルギー、カンボジア、ネパール、フィンランド、スウェーデン、スリランカ、エジプト、イラン、カザフスタン、トルコ、ウズベキスタン国籍保持者及び渡航者は症状の有無に関係なく現地病院にて24日間隔離措置となります。 | |
| トルコ | 6月18日 | | トルコへの入国/出国に関する新型コロナウイルス関連の制限は、関係当局により定められた/定められる予定の対策に従うことを条件として、解除された。 | |
| ナイジェリア | 7月28日 | 中国・イタリア・イラン・韓国・スペイン・日本・フランス・ドイツ・米国・ノルウェー・英国・オランダ・スイス国籍者へ発給したビザを停止する予定との事。 (3/19) 3/23より大使館ビザ発給停止。 | 7/8より国内線再開。 国際線については再開未定。 | |
| ナウル | | | 入国時21日以内に中国(香港・マカオを含む)渡航歴がある方 | |
| ニウエ | 3月12日 | | 入国時14日以内に中国・香港・マカオ・台湾・イラン・イタリア・日本・シンガポール・韓国・インドネシア・タイ渡航歴がある方 ※自国民及び在住外国人は14日間の自主隔離となる。 | |
| ニカラグア | 7月28日 | | アジア・アフリカ・オセアニアからの渡航者は入国時に入国96時間以内に発行されたPCR検査の陰性証明書(英語またはスペイン語)の提示が必要 | |
| ニュージーランド | | | 入国時14日以内に中国渡航歴がある方 入国時14日以内に香港・イラン・イタリア・日本・韓国・シンガポール・タイ渡航歴がある方は14日間の自主隔離となる。 ※自国民及び永住者、その家族は除く。 | |
| ネパール | 7月22日 | 5/18までビザ発給停止。 | 7/22より国際線及び国内線フライトの運航再開予定。 | |

以下の情報は各国の日本国大使館、駐日大使館、政府の発表を元に作成していますが非常に流動的です。各リンク先で最新情報をご確認ください。

参照リンク: [外務省海外安全情報:各国の現地大使館及び領事館からの安全情報](#)
[国際航空運送協会\(IATA\):TIMATICにて公開されている入国制限及びビザ](#)
[日本貿易振興機構\(JETRO\):新型コロナウイルス感染拡大の影響について](#)

| 国名 | 更新日 | ビザ情報 | 入国関連情報 | 関係リンク先 |
|-----------|-------|---|---|---|
| ノルウェー | 7月2日 | | 7月1日から、就労のための滞在許可を新たに取得した又は滞在許可が不要の高度技術者である外国人及び、ノルウェーでの就学許可を新たに得た外国人学生について、入国を許可する | |
| バーレーン | 7月27日 | 現在バーレーンに滞在している外国籍の在留許可が本年度末まで自動延長。 7/21からVISITビザ(既に期限が切れたものを含む)の有効期限を更に3ヶ月間延長。(現在バーレーンに所在する方のみ対象) 7/22より有効なビザの所有者はPrior Permission Granted letterがなくとも入国できることを発表。 但し、オンラインバルビザの発給は引き続き停止されているため、渡航前にNPRAホームページから申請を行い、ビザを取得する。 | | https://www.evisa.gov.bh/VISA/visaInput?nav=A0S&A0S=a |
| パキスタン | 6月25日 | 郵送申請・受領のみ受付可 | 6/20よりGWADARとTURBAT以外の国際空港発着の国際便が一部再開。入国後は14日間自主隔離。 | |
| パナマ | 7月20日 | | 8/21まで国際便運航停止。 | |
| バヌアツ | 3月9日 | | 入国時14日以内に中国(香港・マカオを含む)・台湾・韓国・日本・シンガポール・イラン・イタリア渡航歴がある方 ※2020年1月1日以降に上記渡航歴がある方は、登録された医師による健康診断書(Medical Clearance Form 1)を取得・入国時に提出する事を推奨する。 ※全ての渡航者は健康申告書(Passenger Health Declaration Form)の提出が必要。右記リンク参照 全ての渡航者にスクリーニング検査が行われ、呼吸器疾患の症状がある方は隔離措置となる。 ※上記の申告書及び診断書フォーマットは右セル参照。 | https://www.fi.emb-japan.go.jp/files/000566767.pdf |
| バハマ | 7月30日 | | 7/24より入国制限解除。 全ての入国者は入国前10日以内に発行されたPCR検査の陰性証明書の提示が必要。 全ての入国者は入国後14日間、政府の指定施設・ホテル・自宅のいずれかで自己負担にて強制検疫となる。 検疫中もしくは検疫終了時にPCR検査の受診が必要。 | |
| バブアニューギニア | 7月22日 | 空港でのアライバルビザ発給停止。 | 全ての渡航者は搭乗時に下記の提示が必要。 1. 搭乗前7日以内に発行されたPCR検査の陰性証明書 2. PNG警察長官による入国許可(詳細は大使館HP参照) 3. Air Passenger Travel Form(右記リンク先参照) | http://www.pngair.com.pg/Public_Docs/APTF%20Version%204.1.pdf https://www.png.emb-japan.go.jp/itrtop/ia/index.html http://www.pngair.com.pg/Public_Docs/APTF%20Version%204.1.pdf |
| バラオ | | | 入国時14日以内に中国(香港・マカオを含む)渡航歴がある方 ※自国民及び永住者は14日間の自己隔離(自宅待機)を行う事を条件に入国可。 | |
| パラグアイ | 3月16日 | | 全ての入国者及び入国者と接触した者は14日間自主隔離となる。 | |
| パレスチナ | | | 入国時14日以内に中国・香港・韓国・マカオ・シンガポール・イラク・イラン・シリア・レバノン渡航歴がある方 入国時14日以内に日本・台湾・マレーシア・タイ・イタリア・フィリピン渡航歴がある方は14日間の隔離措置となる。 | |
| ハンガリー | 7月6日 | | 欧州経済地域及びスイス国籍保持者以外の入国は引き続き禁止。 ただしこれらの国々の国籍保持者の配偶者は入国可能。 グループ企業間の商用目的で入国する日本及び韓国の国籍保持者は特例として入国可能。詳細は右記リンク先参照。 7/6時点トランジット目的でハンガリーに入国する場合、健康診断(注:健康診断の詳細は、判明次第、当館HPに掲載予定です)の結果、新型コロナウイルスの感染の疑いがない場合は、ハンガリーに入国することができます。 | https://www.hu.emb-japan.go.jp/itpr/ia/coronavirusinfo.html#id4 |
| バングラデシュ | 6月22日 | 海外投資家及びビジネス関係者に対する当地オンラインバルビザの発給を再開 ※これまでの申請書類に加え、渡航72時間以内に取得したPCR検査の陰性診断書、投資・ビジネス目的を立証する書類が必要。 | 有効な査証を持つ外国人については、渡航前72時間以内に取得した新型コロナウイルス陰性(COVID-19 Negative)であることが記載された英訳付きの診断書(Medical Certificate)を提出する必要がある。 | |
| フィジー | 3月18日 | | 入国時14日以内に中国・イタリア・イラン・韓国・スペイン渡航歴がある方 ※自国民は入国後14日間自主隔離となる。 | |
| フィリピン | 7月21日 | 8/1より長期滞在ビザによる入国のみ許可される予定。 ただし詳細は未発表の為、申請者本人にて現地入国管理局または大使館へご確認下さい。(代理店による確認不可) | 入国時14日以内に中国(香港・マカオを含む)・韓国(大邱市・慶尚北道)渡航歴がある方 ※自国民及びその家族、永住者は14日間の検疫を受ける事を条件に入国可。 8月1日から、長期滞在ビザ(査証)を所持する外国人は入国可 | |
| フィンランド | 7月28日 | | 7/27より日本及び一部のEU・シェンゲン加盟国からの入国規制解除。 対象国の居住者は入国後14日間の自主検疫も免除。 | |
| フランス | 7月7日 | | 7/1より日本からの入国可能。入国後の特別検疫措置は無し | https://www.interieur.gouv.fr/Actualites/L-actu-du-Ministere/Attestation-de-deplacement-et-de-voyage |
| ブラジル | 7月31日 | | 7/31時点、日本人は、観光(90日以内の短期滞在)目的でも、訪問ビザ(VISIT: VISTO DE VISITA)免除の下で、ブラジルへの空路入国が可能 航空会社に対しブラジル国内で有効な医療保険の加入証明書を提示が必要 | |
| ブルガリア | 8月1日 | | 8/31まで緊急感染状態を延長。 日本及びEU・シェンゲン加盟国からの渡航者に限り、入国時のPCR検査陰性証明書不要。 その他の国からの渡航者は入国72時間以内に発行された陰性証明書の提出が必要。 | |
| ブルネイ | 3月6日 | | 入国時14日以内に中国(湖北省・浙江省・江蘇省)イラン・イタリア渡航歴がある方 フランス・ドイツ・香港・日本・シンガポール・マカオ・マレーシア・台湾・タイ・英国・米国・ベトナムからの渡航者は14日間の自己観察となる。(隔離は不要だが高熱や呼吸器の異常が発生した際は速やかに医療機関へ連絡する) | |
| ブルンジ | 3月9日 | | 日本のほか、中国、韓国、イラン、イタリア、フランス、ドイツ、スペインからの入国者に対して14日間の隔離 | |

以下の情報は各国の日本国大使館、駐日大使館、政府の発表を元に作成していますが非常に流動的です。各リンク先で最新情報をご確認ください。

参照リンク: [外務省海外安全情報:各国の現地大使館及び領事館からの安全情報](#)
[国際航空運送協会\(IATA\):TIMATICにて公開されている入国制限及びビザ](#)
[日本貿易振興機構\(JETRO\):新型コロナウイルス感染拡大の影響について](#)

| 国名 | 更新日 | ビザ情報 | 入国関連情報 | 関係リンク先 |
|---------|-------|--|---|--|
| ベトナム | 7月29日 | 現地からの特別査証発給許可がある場合のみビザが可能。書類認証は申請可。 | 入国時に体温測定や問診を行い、発熱や咳等がある方に対して帰国勧告や14日間の隔離措置が行われている模様。※自国民を除く。 3/7より全ての渡航者は医療申告書の提出が必要となる。提出は入国時に紙媒体に記入するか、事前にオンライン上で入力する事も可。 3/18より在国にてウイルス検査の陰性反応証明書を取得・入国時に提出が必要となる。 7/26より海外からハノイへ入る人に対して2度のCOVID-19検査を行い、14日間の義務的隔離を行う。その後は経過観察を行い、観察期間終了前に再検査を行う。 7/28より15日間、ダナンは社会的隔離及び封鎖。 | https://suckhoetoandan.vn/khaiyte |
| ベナン | 7月16日 | | コトヌ空港では、入国する全ての渡航者に対し、自費によるRDT及びPCR検査を実施していますが、入国審査時に旅券が預かり措置となり、入国後15日目に行うPCR(再)検査の結果を受領する際、陰性である場合に返却されます。約2週間、全ての渡航者は隔離検疫措置となる。(隔離費用は自己負担) | |
| ベネズエラ | 7月16日 | | 8/12まで緊急事態宣言及び商用便運航制限を延長。 | |
| ペルー | 8月1日 | | 8/31まで渡航制限含む国家緊急事態令延長。 | |
| ベルギー | 7月13日 | | 6/15からEU加盟国、英国、シェンゲン協定加盟国からのからの渡航については制限が廃止 シェンゲン域内への入域を可能とする居住証を保持する第三人、又は必要不可欠な職務やニーズを伴う渡航者(例えば学生や高資格労働者)に発給されたタイプの査証(注:長期滞在用ビザ)を保持する第三人に対しては渡航制限が適用されない | |
| ポーランド | 7月29日 | | 7/3より日本からの直行便による渡航が可能。入国後14日間の隔離措置も免除となる。ただし他国からの経由便等を利用する場合は対象外となり隔離措置が必要。 | |
| ポリネシア | | | 1/1以降に中国・カンボジア・香港・インド・マカオ・マレーシア・ネパール・シンガポール・韓国・スリランカ・台湾・タイ・ベトナム・フィリピン渡航歴がある方は、入国時5日以内に取得した健康診断書の提示が必要。 1/28以降に日本・ニュージーランド渡航歴がある方は入国時15日以内に取得した健康診断書の提示が必要。 | |
| 香港 | 7月13日 | | 6月1日より入境を伴わないトランジットが可能となる 7/13時点、非香港居民の入境を禁止 | |
| ホンジュラス | 8月3日 | | 8/9まで外出禁止令延長。 | |
| マーシャル諸島 | 8月3日 | | 9/5まで入国制限延長。 | |
| マカオ | 7月20日 | | マカオ居民・香港居民以外は入境禁止 | |
| マダガスカル | 7月28日 | | 国家保健緊急事態を7/26から2週間延長。 | |
| マラウイ | 3月16日 | | 入国時14日以内に中国・イタリア・イラン・韓国・ドイツ・フランス・スペイン・米国・スイス・デンマーク・スウェーデン・英国・オランダ・ノルウェー・ベルギー・オーストリア・日本渡航歴がある方 | |
| マレーシア | 7月27日 | 窓口申請は不可、郵送申請のみ可能 | 6/1より全ての渡航者に対し、入国後14日間の強制隔離の宿泊費用に関する約定書を大使館へメール送付&承認が必要となる。約定書は右記リンク先を参照。 7/27以降にマレーシアへ入国をする場合は以下の手続きが必要 ・入国に際し、最寄りのマレーシア大使館の承認が必要 ・マレーシア入国前3日以内の新型コロナウイルス検査受検及び陰性証明の取得 ・到着時のマレーシア入国管理局からの(入国)承認状/電子メールの提示 ※外国人の入国は原則認められていない 7/24より全ての入国者は入国後14日間の自宅隔離ではなく、政府指定の隔離施設にて強制隔離となる。 | 7/24以降のマレーシア入国時に必要な手続き https://www.mv.emb-japan.go.jp/itpr_ia/newinfo_24072020B.html 入国に関するフローチャート https://www.mv.emb-japan.go.jp/itpr_ia/newinfo_26062020B.html https://www.mv.emb-japan.go.jp/itpr_ia/newinfo_10062020.html |
| ミクロネシア | 7月16日 | | 9/30まで緊急事態宣言延長。 | |
| 南アフリカ | 7月20日 | 失効したビザに関する救済措置は特に無し。ロックダウン解除され次第改めて新規申請可。 | 6/1にナショナル・ロックダウンを警戒レベル5段階中レベル3に引き下げ。レベル2もしくは1まで下がるまでは渡航不可。 7/20時点、全ての国際線の離発着及び陸路での越境を原則禁止 | |
| ミャンマー | 7月31日 | 特別臨時便を利用される場合のみビザ申請可能 商用シングル・マルチ共に申請可能です。 必要書類は平常時通り | 国際旅客便の着陸禁止措置と入国制限措置については、8月15日まで延長 | |
| メキシコ | 7月20日 | | メキシコ・米国国境における不要不急の移動制限が8/20まで延長 | |
| モーリタニア | 3月6日 | | 7/10より国内線再開。国際線は未定。 | |
| モザンビーク | 3月17日 | | 日本を含む14か国からの渡航者に対して体温検査及び問診を実施。 入国後も2週間以内に数回、検疫官から発症の有無を直接渡航者に確認する。 入国時14日以内に中国・イタリア・イラン・韓国渡航歴がある方は14日間の隔離措置となる。 感染国からの渡航者は14日間検疫措置となる。 | |
| モルディブ | 6月29日 | | 7月15日から到着時の査証発給を含め海外渡航の往來を再開 入国のガイドライン右記リンク参照 | https://www.mv.emb-japan.go.jp/itpr_ia/11_000001_00067.html |
| モロッコ | 7月21日 | | 7月15日0時から、モロッコ人、在留外国人(日本人を含む。)及びその家族の空路及び海路での入国が例外的に可能となる。 搭乗・乗船前48時間以内に発行されたPCR検査(検体は鼻腔咽頭拭い液であり、唾液は不可。)の陰性証明書及び抗体検査の結果の提示が必要となる | |
| モンゴル | 7月29日 | 中国籍パスポート保持者及び申請時14日以内に中国(香港・マカオ含む)・台湾・韓国・日本・イタリア渡航歴を持つ方に対してビザ発給停止。 | 航空便運航及び外国人の入国を8/31まで一時停止。 | |
| ヨルダン | 3月17日 | | 3/16より全ての渡航者は14日間隔離措置となる。 3/17より全ての国境を封鎖。 | |

以下の情報は各国の日本国大使館、駐日大使館、政府の発表を元に作成していますが非常に流動的です。
各リンク先で最新情報をご確認ください。

参照リンク:

外務省海外安全情報:各国の現地大使館及び領事館からの安全情報
国際航空運送協会(IATA):TIMATICにて公開されている入国制限及びビザ
日本貿易振興機構(JETRO):新型コロナウイルス感染拡大の影響について

| 国名 | 更新日 | ビザ情報 | 入国関連情報 | 関係リンク先 |
|-------|-------|-------------------|---|---|
| ラオス | 7月9日 | | ラオス政府が入国を認めるとしているのは、緊急の用務がある専門家、投資家、実業家、技術者及び労働者や外交官、国際機関職員のみとなり、原則入国禁止 | |
| ラトビア | 7月3日 | | 7/1より日本含む一部地域からの入国可。 | |
| リトアニア | 7月20日 | | 7/13時点、日本からの入国が可能 欧州経済地域(EEA)、スイス及び英国外の第三国から入国する外国人に、14日間の隔離と到着後24時間以内に国立保健センターへの登録を義務づけ | |
| リベリア | 6月30日 | | 7/21まで国家非常事態を延長。6/28に国際線再開予定。 入国に際しては、出発地で受けたCOVID-19検査結果の提示あるいはロバーツ国際空港における同検査等が求められます | |
| ルーマニア | 8月1日 | | 7/25より44の国及び地域からの渡航者は入国後14日間の自宅隔離となる。 日本及びその他の国からの渡航者は隔離措置免除。 | |
| ルワンダ | 8月2日 | | 8/1より商業便一部再開。(自国民及び滞在許可を持つ外国人を除く) 搭乗前72時間以内に発行されたPCR検査陰性証明書の提示が必要。 | |
| レバノン | 7月28日 | | 7/1から商用便の運航を再開。 7/31より全ての渡航者は搭乗時にレバノンへ出発する96時間前以降に検査を実施したPCR検査の陰性証明書の提示が必要。 詳細は右記リンク参照。 | https://www.anzen.mofa.go.jp/od/rvoiiMailDetail.html?keyCd=95321 |
| ロシア | 7月13日 | 大使館ビザ及びe-Visa発給停止 | 自国民・永住者もしくは一時居住許可を持つ方以外は入国不可。 6/25から労働許可を持つ外国人の入国が可能 | |